

有志知事による「多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし、活躍できる社会づくりを求める緊急共同声明」記者会見の結果について

本日、都道府県会館（東京）において、標記の記者会見が開催され、大井川知事が出席しました。

記者会見においては、大井川知事より、パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携の推進など茨城県における性の多様性尊重に向けた取組について発表したほか、ダイバーシティ社会の実現に向けた国の取組を後押しするために、有志の知事による緊急共同声明が表明されました。主な内容は下記のとおりです。

記

- 1 日 時 令和5年2月20日（月）17時00分～17時30分
- 2 場 所 都道府県会館6階知事室（東京都千代田区平川町2-6-3）
- 3 出席者 茨城県知事 大井川 和彦、千葉県知事 熊谷俊彦
ほか 5県知事がWEBにより出席（岩手県、三重県、滋賀県、鳥取県、広島県）
- 4 内 容 「多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし、活躍できる社会づくりを求める緊急共同声明」について 【4P】

5 本県知事の発言 【説明資料5P】

- ・茨城県では、令和元年7月1日に、都道府県レベルでは全国初となるパートナーシップ宣誓制度を導入した。市町村だけでなく、県全体で取り組んでいくことが必要と考え、導入したものである。
- ・パートナーシップ宣誓制度は、既に10都府県を含む全国250以上の自治体で制度の導入が進み、人口カバー率では65%を超える広がりを見せている。
- ・現在は、制度導入済の県同士で相互認証の仕組みを導入しており、佐賀県を皮切りに、三重県や群馬県、栃木県の北関東3県との連携協定を締結している。
- ・是非、有志の県でこのような連携協定を締結することによって、アウトィングの可能性を少なくしながら、性的マイノリティの方々の社会での生きやすさ、多様性を認める社会を広げていきたい。
- ・また、本県においてパートナーシップ宣誓制度を導入した際のエピソードを参考までに紹介したい。本県でも本制度の導入を提案した際には、議会を含めて時期尚早との意見も聞かれたところであったが、行政として、政治家として一歩前に出ることが、差別や偏見への対応については大変重要と考え、本制度を導入したところ。現在の広がりを見るにつけ、大変心強い。
- ・政府において法案の議論もされているが、有志の知事でしっかりと後押しできるようにしていきたい。

(参考) 記者会見写真





多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし、 活躍できる社会づくりを求める緊急共同声明

少子高齢化や社会経済のグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化が進む中、我が国が持続的に発展していくためには、SDGsの考え方を踏まえながら、年齢や性別、障がいの有無や国籍、性的指向・性自認などの違いにかかわらず、一人ひとりが個性や能力を遺憾なく発揮し、自分らしく安心して暮らし、活躍することができるダイバーシティ社会の実現を図ることが重要である。

そのためには、国民が多様性を尊重することの意義を理解することが不可欠であり、我々は各自治体の考え方にに基づき、セミナー等の開催による啓発やパートナーシップ制度の導入等の取組を行ってきたところであるが、LGBT等の性の多様性については、偏見や誤解などにより深く傷つき、生きづらさを感じている人々がいることも事実である。

こうしたことから、我々としては、政府が目指している多様性が尊重される包摂的な経済社会の実現に向けて、それぞれの地域において、これまで以上に性を含めた多様性を尊重することの重要性を周知・啓発するとともに、性的少数者に対する理解促進と、様々な取組を一層進めていかなければならないと考えている。

さらに、政府及び国会が、LGBT等の性を含めた多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現に向け、統合的な組織体制の構築を図るとともに、あらゆる政策分野における取組をさらに進められるよう後押ししていく所存である。

令和5年2月20日

岩手県知事	達増拓也	宮城県知事	村井嘉浩	福島県知事	内堀雅雄
茨城県知事	大井川和彦	千葉県知事	熊谷俊人	富山県知事	新田八朗
福井県知事	杉本達治	山梨県知事	長崎幸太郎	長野県知事	阿部守一
三重県知事	一見勝之	滋賀県知事	三日月大造	兵庫県知事	齋藤元彦
鳥取県知事	平井伸治	島根県知事	丸山達也	岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦	山口県知事	村岡嗣政	徳島県知事	飯泉嘉門
香川県知事	池田豊人	高知県知事	濱田省司	長崎県知事	大石賢吾
宮崎県知事	河野俊嗣	鹿児島県知事	塩田康一		

茨城県における性の多様性尊重に向けた取り組み ～ パートナーシップ宣誓制度の創設と自治体間連携 ～

① パートナーシップ宣誓制度の創設

👉 都道府県レベルでは全国初となるパートナーシップ宣誓制度を創設 (R元.7)

【全国の導入状況】 255自治体 うち都道府県10自治体 ※R5.1.10時点

(茨城、大阪、群馬、佐賀、三重、青森、秋田、福岡、栃木、東京)

<いばらきパートナーシップ宣誓制度について>

- ・ 一方又は双方が性的マイノリティである2人の方が、「互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、そろって宣誓書を県に提出。県が受領証等を交付する制度
- ・ 受領証等の利用により、県営住宅の申込みや県立病院での手術同意等において家族同様の扱いを受けることができる

②パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携

【連携の必要性】

- パートナーシップ宣誓制度は全国250以上の自治体で制度の導入が進んでいるが、宣誓された方が転出した際、改めて転出先で宣誓を行う必要があり、第三者によるアウトティングを誘発するなど、当事者の負担が大きい
- 相互に宣誓を有効とする取組は、宣誓者の負担軽減や利便性向上につながり、積極的に進めるべき

👉 昨年7月の全国知事会議において、パートナーシップ宣誓制度の導入と連携促進について、各知事に対し直接呼びかけ

👉 今後も、当事者の負担軽減や利便性向上、ダイバーシティ社会の実現に向けて、自治体間の連携をさらに進めていく

- 第1弾 佐賀県と都道府県間では全国初の連携協定を締結 [R4.8]
- 第2弾 岡山県笠岡市・鹿児島県指宿市と連携協定を締結 [R4.11]
- 第3弾 栃木県・群馬県と北関東3県における連携協定を締結 [R4.12]
- 第4弾 三重県と連携協定を締結 [R5.1]



(参考) 佐賀県との連携協定締結式の様子